

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第85号)
(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)

次のとおり、共葬墓地(以下「墓地」といいます。)について必要な措置を講じるとともに、規定を整備することとしました。

1 使用料及び保繕料の改定

墓地の使用料及び保繕料の適正化を図るため、これらを次のとおり改定します。

(1) 使用料

区 分	使用料(1平方メートルにつき)				
	改正前	改 正 後			
		第1区	第2区	第3区	第4区
京都市若王子山墓地	円 100,000	円 200,000	円 160,000	円 120,000	円 80,000
京都市大日山墓地	125,000	250,000	200,000	150,000	100,000
京都市地藏山墓地	150,000	750,000	600,000	450,000	300,000
京都市宝塔寺山墓地		500,000	400,000	300,000	200,000
その他の墓地		300,000	240,000	180,000	120,000

(2) 保繕料

単 位	改 正 前	改 正 後
使用の許可を受けた墓地の面積1平方メートルにつき1年	1,400円	1,900円

2 施設等の名称の変更

施設等の名称を市民に分かりやすいものとする必要があるため、次のとおり施設等の名称を変更します。

改 正 前	改 正 後
共葬墓地	市営墓地
保繕料	管理料

3 使用許可の取消要件の変更

長期間にわたり使用者の住所が不明である墓地について、速やかに新たな使用者の募集を行うことができるよう、墓地の使用の許可を取り消すことができる要件の一部

である使用者の住所が不明の期間を10年から1年に変更します。

この条例は、平成25年4月1日から施行することとしました。

ただし、この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成25年度分の管理料から適用し、平成24年度分までの保繕料については、なお従前の例によることとしました。

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

京都市条例第 85 号

京都市共葬墓地条例の一部を改正する条例

京都市共葬墓地条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市市営墓地条例

第1条第1項中「共葬墓地」を「市営墓地」に改める。

第7条の見出しを「(管理料)」に改め、同条第1項中「1,400円」を「1,900円」に、「保繕料」を「管理料」に改める。

第8条本文及び第9条中「保繕料」を「管理料」に改める。

第16条第1項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第2号中「10年」を「1年」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第6条関係)

区 分	使用料 (1平方メートルにつき)			
	第 1 区	第 2 区	第 3 区	第 4 区
京都市若王子山墓地	円 200,000	円 160,000	円 120,000	円 80,000
京都市大日山墓地	250,000	200,000	150,000	100,000
京都市地藏山墓地	750,000	600,000	450,000	300,000
京都市宝塔寺山墓地	500,000	400,000	300,000	200,000
そ の 他 の 墓 地	300,000	240,000	180,000	120,000

備考 墓地の区画が第1区から第4区までのいずれに該当するかは、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市市営墓地条例第7条の規定は、平成25年度分の管理料から適用し、平成24年度分までの保繕料については、なお従前の例による。

(保健福祉局保健衛生推進室生活衛生課)